

神崎市社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、神崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) ボランティア活動の振興
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) 福祉資金貸付事業
- (9) 心配ごと相談事業
- (10) 神崎市憩の家の経営
- (11) 千代田町福祉センターの経営
- (12) 脊振町高齢者生活福祉センターの経営
- (13) せふり保育園の経営
- (14) おたっしゅいきいきクラブ事業
- (15) 配食サービス事業
- (16) 通所介護事業
- (17) 介護予防・日常生活支援総合事業
(通所介護相当サービス・生活援助型訪問サービス)
- (18) 障害福祉サービス事業（指定特定相談支援事業所の経営）
- (19) シルバー人材センター事業
- (20) 一時預かり事業の経営
- (21) 福祉サービス利用援助事業
- (22) 総合相談支援事業
- (23) 権利擁護センター事業
- (24) その他この法人の目的達成のために必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人神崎市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や社会福祉関係者ととともに地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第5条 この法人の主たる事業所を、佐賀県神崎市脊振町広滝532番地1に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を佐賀県神崎市神崎町鶴3456番地5及び佐賀県神崎市千代田町直鳥142番地及び佐賀県神崎市脊振町広滝532番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員12名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

4 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

6 評議員選任・解任委員会の運営については、理事会において別に定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給できるものとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 予算及び事業計画の承認

(5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書））及び財産目録並びに事業報告の承認

(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(7) 定款の変更

(8) 残余財産の処分

(9) 基本財産の処分

(10) 社会福祉充実計画の承認

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。この場合、評議員会の日1週間前までに評議員に対して、書面で通知する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事8名以上11名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16の第2項第1号の理事長とし、常務理事をもって同条同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬については、勤務実態に即して支給できるものとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する規程は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が別に定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。この場合、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対して、書面で通知する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、当該理事会に会長が出席しなかった場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第30条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。
- 3 事務局長及びせふり保育園園長は、理事会において選任及び解任し、事務局長及びせふり保育園園長以外の職員については、会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 3,000,000円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神埼市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神埼市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類は、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第9章 解散

（解散）

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神埼市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神埼市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人神埼市社会福祉協議会の掲示板に掲示するとともに、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行)

第44条 この定款の施行については、別に定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長（理事）	山口三喜男
副会長（理事）	内川 修治
副会長（理事）	松本 茂幸
理 事	實松 博記
理 事	江口 勝利
理 事	大嶋 延子
理 事	石丸 信行
理 事	永原 照子
理 事	中下美枝子
理 事	佐藤 正治
理 事	實松 英治
理 事	広滝千鶴子
監 事	山崎 貞次
監 事	合田 信彦

附 則（平成18年7月18日知事認可）

この定款は、佐賀県知事の定款認可のあった日から施行する。
（施設名の変更、事務所の変更、定款準則の改正に伴う変更）

附 則（平成18年9月15日知事認可）

この定款は、佐賀県知事の定款認可のあった日から施行する。
（事業名の変更、項の変更、定款準則の改正に伴う変更）

附 則（平成22年2月10日知事認可）

この定款は、佐賀県知事の定款認可のあった日から施行する。
（事業の廃止、号の繰上げ、事業名の変更、事業の追加、モデル定款に準ずるため）

附 則（平成25年11月13日市長認可）

この定款は、神埼市長の定款認可のあった日から施行する。
（所轄庁の長の変更）

附 則（平成26年2月10日市長認可）

この定款は、神埼市長の定款認可のあった日から施行する。
（経過措置）

この定款が変更され施行する際、定款第6条（役員の定数）、同第13条（評議員会）の評議員の定数の規定の適用については、現に理事又は評議員として在職している者の任期が満了（平成26年3月23日）するまでは、なお、従前の例による。

附 則（平成26年4月11日市長認可）

この定款は、神埼市長の定款認可のあった日から施行する。
ただし、定款変更に伴い増員された理事の任期は定款第9条の規定にかかわらず平成28年3月23日までとする。

（事業名の変更、事業の追加、理事定数の増員、条文の追加）

附 則（平成27年4月30日市長認可）

この定款は、神埼市長の定款認可のあった日から施行する。
（事業名の変更、事業の追加、号の繰り下げ）

附 則（平成28年4月8日市長認可）

この定款は、神埼市長の定款認可のあった日から施行する。
（事業名の変更）

附 則（平成29年1月19日市長認可）

この定款変更の施行日は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月19日市長認可）

1 この定款変更の施行日は、平成30年2月1日から施行する。
ただし、第5条第2項の規定は平成30年1月15日から施行する。
（事業の廃止、号の繰り上げ、所在地の変更）

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 神埼市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業運営規程（平成18年3月20日規程第16号）

(2) 神崎市社会福祉協議会指定介護予防訪問入浴事業運営規程（平成18年3月20日規程第23号）

附 則（令和2年7月1日市長認可）

- 1 この定款変更の施行日は、令和2年7月1日から施行する。
ただし、18号のサービスは令和2年6月1日から施行する。
（事業の廃止、号の繰り上げ、条文の追加）
- 2 次に掲げる規程は廃止する。
 - (1) 指定居宅介護支援事業運営規程（平成18年規程第14号）
 - (2) 指定居宅介護・重度訪問介護事業所運営規程（平成18年規程第26号）

附 則（令和4年3月31日市長認可）

- 1 この定款変更の施行日は、令和4年4月1日から施行する。
（事業の廃止、追加、号の繰り上げ、条文の追加）
- 2 次に掲げる規程を制定する。
権利擁護センター運営規程（令和4年規程第1号）